（継続費繰越計算書等の様式）

第四十七条　令第十八条の二第三項及び令第十九条に規定する継続費繰越計算書、継続費精算報告書及び繰越計算書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一　継続費繰越計算書　別記第六号様式
二　継続費精算報告書　別記第七号様式
三　繰越計算書　別記第八号様式

（決算報告書等の様式）

第四十八条　法第三十条第七項に規定する決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表並びに同条第一項に規定する事業報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一　決算報告書　別記第九号様式
二　損益計算書　別記第十号様式
三　剰余金計算書又は欠損金計算書　別記第十一号様式
四　剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書　別記第十二号様式
五　貸借対照表　別記第十三号様式
六　事業報告書　別記第十四号様式

（キャッシュ・フロー計算書等の様式）

第四十九条　令第二十三条に規定するキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一　キャッシュ・フロー計算書　別記第十五号様式
二　収益費用明細書　別記第十六号様式
三　固定資産明細書　別記第十七号様式
四　企業債明細書　別記第十八号様式

（試算表等の様式）

第五十条　法第三十一条に規定する試算表の様式は、別記第十九号様式に準ずるものとする。

（法適用状況異動報告書の様式）

第五十一条　令第二十八条第三項に規定する報告の様式は、別記第二十号様式に準ずるものとする。

第十一章　雑則

第十条を第十九条とする。

第九条第一項中「地方公営企業の」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前条第五項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条を第十六条とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。

（リース資産の減価償却の方法等）

第十七条　償却資産のうちリース資産（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係る資産に限る。）の減価償却は、第十四条第一項の規定にかかわらず、定額法によつて行うものとする。

2　前項の場合においては、第十五条第一項中「帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額」とあるのは「帳簿原価」と、「当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と、前条第一項中「別表第三号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（投資その他の資産の減価償却の方法等）

第十八条　償却資産のうち投資その他の資産の各事業年度の減価償却は、その資産の種類に従い、第十四条及び第十五条又は第十六条の規定の例により行わなければならない。

第五章　消費税及び地方消費税の整理等

第八条第一項中「地方公営企業の」を削り、「耐用年数」の下に「（第四項において「法定耐用年数」という。）」を加え、「但し」を「ただし」に、「の償却額」を「の減価償却額」に、「なした償却額の合計額」を「行つた減価償却累計額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に、「管理規程」を「企業管理規程」に改め、同条第三項中「地方公営企業の」を「償却資産である」に、「左の」を「次の」に、「なるもの」を「なる」に、「当該帳簿価額」を「その帳簿価額」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「別表第二号に定める耐用年数（以下この項において「法定耐用年数」という。）」を「法定耐用年数」に改め、同項第一号中「ほかの」を「他の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「貸借対照表上減価償却累計額として計上し、」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「地方公営企業の」を削り、「当該固定資産」を「当該有形固定資産」に改め、同項を同条第七項とし、同条を第十五条とする。

第七条第一項中「地方公営企業の」を「償却資産のうち」に改め、同条第二項中「但書」を「ただし書」に改め、同条を第十四条とする。

第六条中「地方公営企業は、」を削り、「ついて」を「ついては」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第十三条とする。

第五条中「地方公営企業の」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

（負債の評価）

第十二条　負債については、次項及び第三項の規定による場合を除き、債務額をもつて帳簿価額としなければならない。

2　次の各号に掲げる負債については、事業年度の末日において適正な価格を付さなければならない。

一　退職給付引当金（企業職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいい、当該地方公営企業において負担すべきものに限る。）のほか、第二十二条の規定により計上すべき引当金
二　払込みを受けた金額が債務額と異なる企業債

3　事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

第四章　減価償却

第四条の見出しを「（たな卸資産の毀損等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の資産がき損」を「たな卸資産が毀損」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第十条とする。

第三条の見出しを「（固定資産の滅失等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」及び「又は帳簿原価及び減価償却累計額」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第九条とする。

第二条の二第一項中「勘定科目は、」の下に「この章及び」を加え、同条第二項中「別表第一号及び」を「この章及び別表第一号に定める勘定科目表並びに」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の四条、章名及び一条を加える。

（損益勘定の区分）

第四条　損益勘定のうち収益勘定は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

一　営業収益
二　営業外収益
三　特別利益

2　特別利益に属する利益は、固定資産売却益、過年度損益修正益及びその他特別利益の項目の区分に従い、細分しなければならない。

3　損益勘定のうち費用勘定は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

一　営業費用
二　営業外費用
三　特別損失